

令和4年3月23日

滋賀医科大学

学長 上本 伸二 殿

医療安全監査委員会

委員長 松村 由美

令和3年度医療安全監査について、下記、取り纏めましたので、ご報告いたします。

記

令和3年度 医療安全監査報告書

1. 監査委員会の責務

医療安全監査委員会（以下、当監査委員会という）は、医療法第十九条の二第二号ならびに医療法施行規則第十五条の四第二号の規定に基づき設置された委員会であり、独立の立場から医療安全管理体制に関する意見を表明する責務がある。

2. 監査の方法

当監査委員会は、医療安全管理体制のプロセスの実際の流れを確認することを監査目的の中心に据え、監査すべき範囲をあらかじめ定め、その範囲において監査を行う。監査委員会では、滋賀医科大学医学部附属病院における医療安全に係る業務の状況について、管理者等から各種資料に基づく説明を受け、質疑応答を行い、監査を実施した。

令和3年度は、前年度の監査結果を踏まえ、下記の5つの項目を監査対象とした。

- 1) 術後死亡事例の状況について
- 2) 医療事故の検証・分析について
- 3) 診療放射線安全管理の状況について
- 4) 離棟離院対策の取り組みについて
- 5) 医薬品の安全使用マニュアルの改訂・整備状況について

3. 監査委員

委員長	松村 由美	(京都大学医学部附属病院医療安全管理部長)
副委員長	佐和 貞治	(京都府立医科大学附属病院医療安全推進部部长)
委員	平野 哲郎	(立命館大学法科大学院教授)
委員	西川 甫	(滋賀県スポーツ協会 監事)

委員 遠山 育夫 (滋賀医科大学 理事)
委員 松浦 博 (滋賀医科大学 理事)

4. 監査の実施日

令和3年9月24日(金) 10時00分～12時00分

令和4年2月4日(金) 10時00分～12時00分

5. 監査意見

1) 術後死亡事故症例の状況について

令和2年度から引き続き、本項目を監査対象とした。在院死、術後30日以内の死亡事例について、診療科、手術名称、術前の患者の状態、インフォームドコンセント内容、術後経過に関する分析結果の報告があった。当医療安全監査委員会は、対象事例は、救命のための緊急手術症例や複数の合併症を有するハイリスク症例であり、十分なインフォームドコンセントの下に実施された手術であり、診療プロセスは適切であった、と判断した。医療安全管理部門が、術後死亡事故症例を一覧表にまとめ、把握していることを確認した。次年度以降も、引き続き本項目に取り組み、さらに、時系列に沿った患者・家族の理解と反応、医師以外の同席の有無についても確認事項に加えることになった。

2) 医療事故調査制度院内調査について

転倒に起因する死亡事例について調査を実施したことの報告があった。転倒に起因した事象は、必ずしも報告する義務はないと考えるが、病院として医療事故調査を行い、医療事故調査・支援センターへ報告を行った点については、高い評価を行った。

3) 診療放射線安全管理の状況について

医療放射線の安全管理に係る研修会が実施され、受講率が適切にモニタリングされていることを確認した。

4) 離棟離院対策の取り組みについて

入院中の高齢の患者が、夜間に無断で離院した事例を契機に、認知症等の病態により適切な判断ができない患者に対する安全確保の体制を検討した旨、報告があった。時間外の出入り口を限定し、警備員・守衛室と連携する体制、離棟予防センサーの導入、無断離院時の対応フローの策定、バス・タクシー会社への協力依頼が実施されたことを確認した。患者の意図による無断離院についての対策は困難であるが、認知機能低下による意図しない離院ならびにそれに伴う事故の発生に対して、一定の効果があると思われる。インシデントを契機に迅速な取り組みが実施されたことを高く評価する。

5) 医薬品の安全使用マニュアルの改訂・整備状況について

医薬品の安全使用のための業務手順書作成マニュアル（平成 30 年改訂）を受けて、滋賀医科大学医学部附属病院の業務手順書に必要な項目が追記され、改訂されていることを確認した。また、改訂された手順書に則ったチェックリストを用いて、業務実施状況が管理されていることを確認した。

また、術前時の薬剤の確認及び休薬が必要な患者に対しての管理に関して、周術期管理チームにおいて、手術決定時に患者支援センターに情報が集約され、薬剤指導が必要な場合には予約が入るという体制がとられていることを確認した。このように、周術期の医薬品安全管理に薬剤師が確実に関与できる体制を確保されていることは優れた取り組みであると評価する。

6) その他

定例の報告においては、インシデント報告、診療内容モニタリング、医療安全の職員研修の参加状況等が報告され、いずれも適切に実施・管理されていることを確認した。

次年度の医療安全監査委員会は下記について、監査項目とすることを提案した。

- ① 術後死亡症例の状況について
- ② 医薬品安全使用のための業務手順書の則った取り組み
- ③ 診療内容モニタリング結果の解釈と課題への取り組み
- ④ 医療安全に係る患者相談窓口と連携について

6. 利害関係

当監査委員会の外部委員である松村、佐和、平野、西川各委員と開設者及び管理者との間には、「医療法の一部を改正する法律の一部の施行について（平成 5 年健政発第 9 8 号：厚生省健康政策局長通知）」の規定により記載すべき利害関係はない。

以上